

ラグビーの振興に関する関係者会議の開催について（案）

令和元年 12 月 23 日
スポーツ庁長官決定

1 趣 旨

アジアで初めて開催されたラグビーワールドカップ 2019 日本大会は、全国 12 会場で熱戦が繰り広げられ、国内外から延べ 170 万人を超える観客を動員するとともに、国民からの大声援を受け快進撃を続けた日本代表も、初のベスト 8 進出を果たすなど、人々に大きな夢や感動を与えた大会となった。

今後は、公益財団法人日本ラグビーフットボール協会とともに、大会開催を経て国民の間で高まったラグビー人気を定着させ、国際競技力強化も含め、日本のラグビーがさらに発展するための方策を検討していくことが求められる。

以上を踏まえ、スポーツ庁において、関係機関の協力を得て、「ラグビーの振興に関する関係者会議（以下「関係者会議」という。）」を開催する。

2 構成員

スポーツ庁長官

独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長

公益財団法人日本ラグビーフットボール協会会長

公益財団法人ラグビーワールドカップ 2019 組織委員会事務総長

3 関係者会議の開催等

- (1) 関係者会議は、スポーツ庁長官が主宰する。
- (2) 関係者会議の議事等は、他の構成員の意見・要望を踏まえ、スポーツ庁長官が決定する。
- (3) スポーツ庁長官は、必要があると認めるときは、2 の構成員以外のスポーツ団体の関係者や有識者を、議案を限って、臨時に関係者会議に参加させることができる。
- (4) 関係者会議を欠席する構成員は、あらかじめスポーツ庁長官の了承を得た者を、代理人として会議に出席させることができる。
- (5) 関係者会議の定めるところにより、実務的な協議を行う幹事会を置くことができる。
- (6) このほか、関係者会議に関し必要な事項は、スポーツ庁長官が関係者会議に諮って定める。

4 庶 務

関係者会議の庶務は、当該議事の所管課の協力を得て、政策課が担当する。